

事務連絡
令和2年5月7日

日本自動車販売協会連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課検査班長

継続検査等における自動車税種別割及び軽自動車税種別割に係る証明書の取扱いについて

今般、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号。以下、「改正地方税法」という。）が令和2年4月30日に公布・施行され、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例が設けられたことに伴い、継続検査等の申請に際し、提示を必要とする自動車税種別割又は軽自動車税種別割の滞納がないことを証するに足る書面について、別添のとおり取り扱うこととし各地方運輸局あて通知しましたので、了知願います。

